参考資料（第９９号議案：上下水道課）

ふじみ野市下水道条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
目次
第1章　総則(第1条―第4条)
第2章　公共下水道
第1節　排水設備の設置等(第5条―第10条の2)
第2節　公共下水道の使用(第11条―第20条)
第3節　雑則(第21条―第26条)
第3章　公共下水道等の施設に関する構造基準等(第27条・第28条)
第4章　罰則(第29条―第31条)
附則
（占用）
第23条　（略）
2　（略）
3　占用料の額については、ふじみ野市道路占用料徴収条例(平成17年ふじみ野市条例第150号)の例による。
4・5　（略）
</td><td>
目次
第1章　総則(第1条―第4条)
第2章　公共下水道
第1節　排水設備の設置等(第5条―第10条)
第2節　公共下水道の使用(第11条―第20条)
第3節　雑則(第21条―第26条)
第3章　公共下水道等の施設に関する構造基準等(第27条・第28条)
第4章　罰則(第29条―第31条)
附則
（占用）
第23条　（略）
2　（略）
3　占用料の額は、別表第3のとおりとする。
4・5　（略）
別表第3(第23条関係)
<table>
<tr><th rowspan="2">占用物件</th><th colspan="2">占用料</th></tr>
<tr><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>第1種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>960円</td></tr>
<tr><td>第2種電柱</td><td></td><td>1,100円</td></tr>
<tr><td>第3種電柱</td><td></td><td>1,200円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

第1種電話柱			370円
第2種電話柱			410円
第3種電話柱			460円
その他の柱類			100円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	6円
地下電線その他地下に設ける線類			4円
上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	2,500円
その他これらに類するもの水道管、下水道管、ガス管	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	68円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		80円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		92円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		180円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		460円
	外径が1メートル以上のもの		920円

備考

1　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　第1種電柱　電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下次号及び第3号において同じ。)を支持するもの

	(2)　第2種電柱　電柱のうち4条又は5条の電線を支持するもの (3)　第3種電柱　電柱のうち6条以上の電線を支持するもの (4)　第1種電話柱　電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下次号及び第6号において同じ。)を支持するもの (5)　第2種電話柱　電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するもの (6)　第3種電話柱　電話柱のうち6条以上の電線を支持するもの (7)　共架電線　電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線 2　長さが1メートル未満であるとき、又はこれらの長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。 3　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算するものとする。ただし、占用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。 4　第2項及び前項に基づき計算して得た1件の占用料の金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、10円として計算するものとする。